

大阪市従業員労働組合市民生活支部との事務折衝

- 日 時 令和2年9月 28 日(月) 9:30～10:15
- 場 所 中央卸売市場業務管理棟 15 階第1会議室
- 出席予定者
 - (中央卸売市場) (市民生活支部)
 - 総務担当課長 書記長
 - 総務担当課長代理 書記次長
 - 担当係長

「令和3年度(2021 年度)勤務労働条件に関する要求書」に対する事務折衝

【所属】:(担当係長)

- これより、6月に申し入れをいただきました項目につきまして、事務折衝を行います。

【所属】:(総務担当課長)

- それでは、申し入れにつきまして、所属の考え方を示させていただきます。
今回の事務折衝では、労働安全衛生対策とりわけ熱中症の取組みと新型コロナウイルス感染症対策並びにワークライフバランスの取組み状況についてご説明いたします。
- 熱中症の取組みについては、日々の作業前ミーティング等において、注意喚起を行うなどして熱中症を出さない職場環境づくりに努めてまいるとともに、職場安全衛生委員会も活用して啓発を行ってまいりました。
- また、救命救急の観点から応急措置への対策といたしまして、今年度から瞬間冷却剤を各職場に配置いたしました。
- さらに、今年度については、新型コロナウイルス感染症に伴うマスク着用により熱中症の発生リスクが高まりやすい状況にあることから、職場安全衛生委員会を活用して予防啓発活動を行ってまいりました。
- 今後も、救命救急対策についても、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応するとともに、注意喚起や意識啓発を行ってまいりたいと考えております。
- 次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。政府や大阪府より提示されている感染症対策に沿った取り組みを進めてまいりました。
- こまめな手洗いの呼びかけや勤務時間中におけるマスク着用の励行などの取組みを実施するとともに、各職場において、こまめな換気を行うとともに、窓口等への飛沫防止対策のシートの設置及び消毒液の設置を実施いたしました。
- 今後も、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。
- 次に、ワークライフバランスの取組みについてご説明いたします。

平成 31 年 4 月の労働基準法及び人事委員会規則の改正により、民間の労働者及び国家公務員に時間外勤務時間の上限時間が導入されるとともに、地方公務員についてもこれらの趣旨を踏まえた対応を図る必要から、本市においても時間外勤務時間の上限時間を定め、長時間労働の是正、ワークライフバランスの推進に努めてまいりました。

今回の法改正に伴い、上限時間を規則に規定された趣旨を踏まえ、今後も時間外労働時間の縮減及びワークライフバランスの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、所属としての考え方でございますので、よろしくお願いします。

【支部】：《書記長》

- ただいま、総務担当課長より 2021 年度勤務労働条件に関する要求書に対する一部の回答及び現時点の考え方が示された。
- 熱中症については、日々の注意喚起と意識啓発に努めたとのことであるが、熱中症による体調不良が発生した場合の応急処置対策として、瞬間冷却剤を各職場に配置したことは、評価すべきであるが、より一層の応急措置が行えるよう十分な対策・準備を図るよう強く求めておく。また、現場作業中の体温上昇や脱水症状のリスクを抑制するなど、高温多湿環境下の現場作業時の熱中症対策について、作業服等の貸与をするよう要請しておく。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、窓口等の飛沫感染予防対策や消毒実施に必要な物品を早急に準備し、感染防止対策に対応したことについては、評価すべきことである。
- しかし、現在も猛威を振るう新興感染症は、大阪市職員も多く感染が報告されている。
- 職場でクラスター感染が起これば、継続的な事業運営に支障をきたし、職員、利用者のみならず、その身近な人にまで健康と生活を脅かすこととなることから、より一層の感染症予防対策を講じるよう求めておく。
- しかしながら、職員が感染に至った場合は、その感染者に対する差別や偏見を防ぐことはもとより、業務上感染者と関わりのある職員においても、不当な扱いを受けることの無いよう事前に対策を行うよう合わせて求めておく。
- ワーク・ライフ・バランスについてであるが、労働基準法及び人事委員会規則を踏まえた時間外勤務時間の法定時間を順守し、法定時間を超えることの無いよう、引き続き、この状態を維持できるよう求めておく。
- 新型コロナウイルス感染症対策も含め、非常時における業務継続の観点から、あらゆる事態を想定した、「働き方改革」が求められており、業務効率化やテレワーク等の具体的な業務改革の取り組み強化をおこうことで、平時におけるワーク・ライフ・バランスの推進に資する

とされている。

- 組合員一人ひとりのワーク・ライフ・バランス実現に向けて「働きがい・やりがい」が持てる職場環境改善の取り組みについて、より一層の推進を求めておく。
- また、業務実態に応じた現業管理体制の更なる充実・強化をおこない、安全・安心なまちづくりに向けた、質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立に向け、適正な要員配置を行うよう強く要請しておく。
- その上で、現時点での局からの一部の回答について、一定了解する。
- 最後に、今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議をおこなうことを改めて要請し、「2021 年度勤務労働条件に関する要求書」について、この間の協議内容に基づき誠意を持って対処するよう強く求めておく。

【所属】: (総務担当課長)

- ただいま、書記長から大阪市従業員労働組合市民生活支部としての見解をいただき、私どもが説明いたしました内容に対し、ご理解をいただきありがとうございます。
- 中央卸売市場といたしましては、職員の労働安全衛生の充実及びワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。
- また、今後も必要に応じて、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 本日はどうもありがとうございました。